

令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の私道等の整備を促進し、もって市民の生活環境の向上を図るために、令和8年度予算の範囲内において、弘前市私道等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供する道をいう。
- (2) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号のいずれかに掲げる道路以外の道路であつて、個人又は法人（市を除く。）が所有し、又は管理するものをいう。
- (3) 法定外道路 弘前市法定外公共物管理条例（平成18年弘前市条例第156号）第2条の法定外公共物に存する道路をいう。
- (4) 私道等 私道及び法定外道路をいう。
- (5) 整備 次に掲げるものをいう。
 - ア 舗装又は舗装に伴い必要となる側溝等の施工
 - イ 交通安全施設（道路反射鏡等）の設置
- (6) 補助事業 次条に規定する補助対象基準を満たした私道等において整備を行う事業をいう。

(補助対象基準)

第3条 補助金の交付の対象となる私道等は、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。ただし、前条第5号イに規定する整備を行う場合については、この限りでない。

- (1) 延長が10メートル以上であること。
- (2) 幅員が概ね4メートル以上であること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路にあつては、この限りでない。
- (3) 私道等の沿線に3以上の住戸又は事務所等が存すること。
- (4) 私道等の両端又は一端が、道路法第3条各号のいずれかに掲げる道路であつて舗装されているものに接続していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道等は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 1年以内に掘削等を行う計画があるもの
- (2) 整備を行うことについて、私道等の敷地の所有権その他の権利を有する者（以下「権利者」という。）の同意を得ていないもの
- (3) 敷地内に法令に違反している建物等があるもの
- (4) 過去10年以内に、弘前市私道等整備要綱（平成18年弘前市告示第39号）の規定に基づき整備を行ったもの又は本補助金を用いて整備を行ったもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれ

かに掲げるものとする。

- (1) 私道等の所有者
- (2) 私道等の沿線に居住する者
- (3) 私道等の沿線の土地の所有者
- (4) 私道等が存する地域において組織されている町会等
(整備後の私道等の構造)

第5条 第2条第5号アに規定する整備を行う私道等は、整備後、別図に示した構造を有していなければならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち工事請負費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額に10分の7を乗じて得た額（当該得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額とする。

- (1) 次条第2項第7号の見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 市長が別図又は別に定める基準により積算した額

(交付申請)

第8条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 沿線住民等名簿（様式第4号）
- (4) 権利者の承諾書（様式第5号）
- (5) 公図の写し、全部事項証明書（土地）及び位置図
- (6) 設計図書（平面図、標準横断図等）
- (7) 見積書（2者以上から徴取したものであって、内訳が分かるもの）

3 前項の規定にかかわらず、弘前市私道等整備要綱の規定に基づき、申請者名簿兼委任状及び権利者の承諾書を市長に提出している場合であって、当該内容に変更がないときは、前項第3号及び第4号に規定する書類の提出を省略することができる。

4 市長は、第2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる条件は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工をする場合は、市が定める当該年度における競争入札参加資格者名簿に記載の市内業者（市内に本店を有する者に限る。）のうち、当該工事の

施工に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたものに発注するものとする。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業を行うにあたって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の許可が必要となる場合は、工事請負業者に当該許可を受けさせること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

（交付決定）

第10条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金申請結果通知書（様式第8号）とする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業開始前に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 材料承認願
- (2) 弘前市法定外公共物管理条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第1項第2号に規定する弘前市法定外公共物維持工事許可申請（協議）書（法定外道路において第2条第5号アに規定する整備を行う場合に限る。）
- (3) 施行規則第2条第1項第1号に規定する弘前市法定外公共物占用許可申請（協議）書（法定外道路において第2条第5号イに規定する整備を行う場合に限る。）

3 市長は、前条第1号の承認をしたときは、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、規則第8条第1項又は規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第11号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 請求書（内訳が分かるもの）の写し

(5) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(6) 出来形管理図、工事完成図面、品質管理表、工事写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第9条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第14号）とする。

（財産の管理及び処分）

第15条 補助事業者は、補助事業を実施した私道等（補助事業により設置した交通安全施設を含む。以下この条において同じ。）についての台帳を設け、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該私道等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

（補助金の請求等）

第16条 補助金の請求は、令和8年度弘前市私道等整備事業費補助金請求書（様式第15号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。この場合において、補助金の請求は、第1項に規定する書類を市長に提出して行うものとし、その際の請求額は、規則第4条第1項の規定により交付決定された補助金の額に10分の4を乗じて得た額（当該得た額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

（帳簿等の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を、補助事業完了後10年間保管しなければならない。

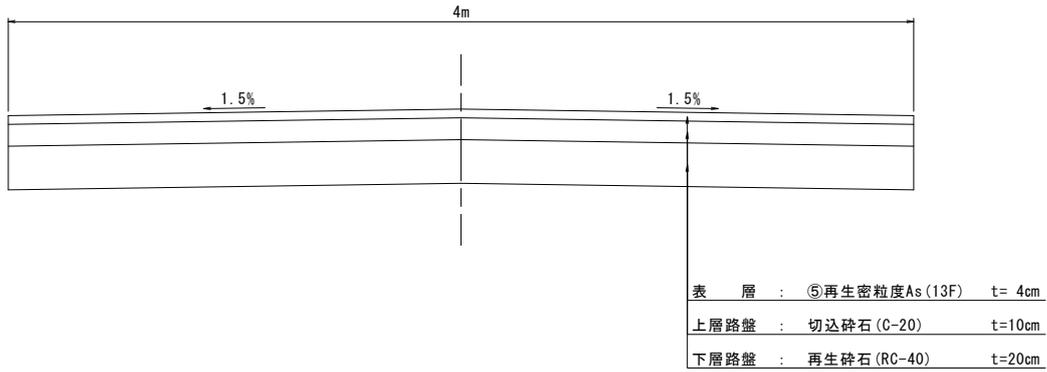
附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

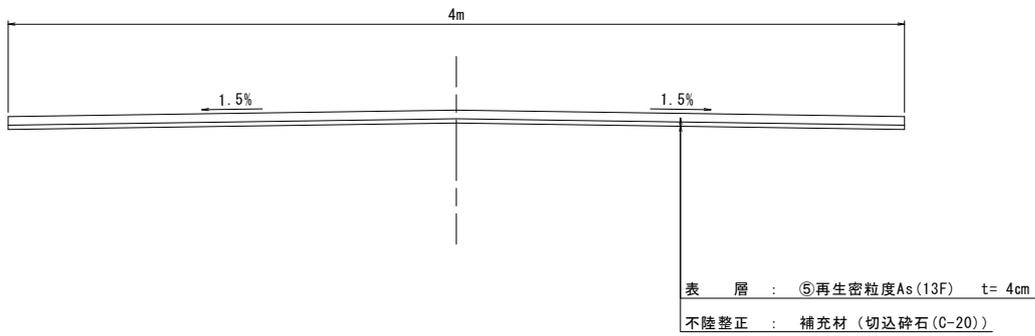
別図（第5条関係）
道路標準断面図

1 舗装のみ整備する場合

(1) 舗装+路盤



(2) 舗装+不陸修正



2 舗装と側溝を整備する場合

